

# 明石市津波一時避難ビルの指定に関する実施要領

## 1 目的

明石市内に津波が来襲する恐れがある場合（兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報、大津波警報が発表）又は避難勧告若しくは避難指示が発令された場合における津波一時避難ビルとして使用することについて施設所有者と協定を締結し、もって市民の安全・安心を確保することを目的とする。

## 2 対象

兵庫県が平成 26 年 2 月に公表した南海トラフ巨大地震の津波浸水想定を踏まえて、明石市が設定した標高 3m 以下の津波の警戒が必要な範囲内にある建物とする。なお、別段の事情があるときは、それ以外の地域にある建物についても対象とすることができる。

## 3 指定の方法

津波一時避難ビルの指定は、以下のとおりとする。

- (1) 明石市や他の官公庁が所有する施設は、明石市が建物管理者と協議し指定する。
- (2) (1) 以外の建物については、地域住民と民間の建物所有者等の合意のもと、津波一時避難ビルとして使用するための協定を明石市と建物所有者で締結することをもって行う。この場合、市は津波一時避難ビルの標識を作成するなど必要な援助を行う。

## 4 指定要件

原則として次のいずれにも該当すること。

- (1) 新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築基準法における耐震基準）を満たすもの、又は躯体部分の耐震改修工事を実施し、新耐震設計基準と同等と認められる補強を実施したもの
- (2) 鉄筋コンクリート造（RC）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）の 3 階建て以上（建物所在地の想定浸水深さが 1m 以下の場合は、2 階建て以上）であること  
※ 地域の実情により、RC 又は SRC の建物がない場合は、想定浸水深さが 1m 以下の場合に限り、新耐震設計基準の強度を有する鉄骨造（S）の建物も指定要件に該当するものとする
- (3) 3 階以上の階（2 階建ての場合は 2 階）に一時避難が可能な供用場所（廊下、階段室等）を有し、地域住民等が一時的に避難することが可能であること
- (4) 避難者 1 人当たりの避難スペースとして 1 m<sup>2</sup>を確保できること
- (5) 使用料が無料であること
- (6) 津波の危険性が無くなるまで間、対応ができること

## 5 協定書

別に定める様式とする。

## 6 津波一時避難ビルの周知及び表示

市は、広報誌、ホームページ等により周知を行い、建物所有者等は、市が配布する標識を建物出入口等に設置・貼付する。